

西日本入会林野研究会 会 報

(第 3 号)

第3回シンポジウム特集

研究テーマ

『入会林野近代化と市町村』

<特 別 講 演>

入会林野対策の諸問題 山 田 喜一郎 (1)

<報 告 要 旨>

佐賀県の市町村の入会林野整備推進体制 藤 和 則 (5)

三朝町の入会林野整備事業 有 本 昭 治 (5)

入会林野近代化と市町村 佐 藤 英 男 (8)

地域林業振興と入会林野 堀 正 紘 (11)

<シンポジウム>

I 入会林野近代化と市町村 (14)

II 地域農林業と入会林野整備 (22)

<大会記事> (28)

規 約 (i)

1978. 9

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

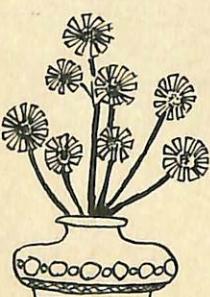
運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。



<特別講演>

入会林野対策の諸問題

森林組合課長 山田 喜一郎

1. はじめに—入会林野と市町村

西日本入会林野研究会も本年で3回目をむかえいよいよ本格的に活動してきたという感じがして、大変嬉しく思っている。

御承知のように、本年度から入会林野等高度利用促進特別対策事業が実施されることになった。これは従来の入会林野等整備促進事業と比較して、市町村の果たす役割が格段に大きいということを一つの特徴としている。このことについて、51年5月以来開かれてきた入会林野等高度利用促進検討会の検討過程でも市町村の役割の重視ということで各種の意見が出た。

たとえば、入会整備後の入会林野等の高度利用を図るために、入会権者等の積極的な意欲と整備後の農林業経営に対するきめ細かい指導・援助が不可欠であるので、助成と一体となつた行政機関による適切な誘導措置を講ずることが必要である。とくに地域振興や国土利用に関する各種の地域計画と整合性をもって行われることが効果的であり、このような役割は市町村に期待するところが大きいと考えられる。このようなことから市町村が入会集団の代表、農林業団体、学識経験者等から成る協議会を設け、そこで討議を通じて、入会林野等の利用方法やその実現にいたる方策等を明らかにした計画を作成することによって、入会林野等整備を誘導しようとしている。

農林省の今までの行政のすすめ方は、どちらかというと都道府県主体であった。だが、しだいに都道府県のみならず、市町村の役割ない

しは機能の比重が増しているというように考えられる。農業の方では、農振法—農業振興地域の整備に関する法律—の中で、農振地域整備計画の樹立・実施を市町村の仕事として考えており、全体として市町村に対する行政上の位置づけが大きくなっているように考えられる。農林省では、この4月から、4~5年本省で経験を積んだ者を市町村の職員として派遣して、それぞれの場で仕事をさせ、また体験させることをはじめている。今まで都道府県段階までしか出向していなかったものが市町村段階にまで行くようになったということも、市町村重視の一つの証拠ではないかと思う。

入会林野高度利用促進対策は、今回の当研究会の共通テーマである「入会林野近代化と市町村」というテーマとの関連で、非常に意義のあることだと思う。

2. 入会林野近代化事業の実績

41年7月に入会林野等近代化法が施行されてからすでに約11年を経過している。この間整備された入会林野等は、面積で582,736ha、事業体数で6,183である。これを事業進行区別にみると、都道府県知事の認可のあったものが3,368事業体、面積で320,393haで、現在手続き進行中のものが2,815事業体、262,343ha、となっている。1件あたりの平均面積は95haである。入会林野整備によるものが全体の90%、旧慣使用林野整備は10%程度、名義は最も多いのが共有で、これが半分

である。権利者の状況では、整備対象林野の権利者総数が約234,000人で、整備によって全体の98.6%に相当する約23万人が新たに権利を取得している。新しく取得した権利は、面積で99.9%が所有権である。地上権が0.1%程度で賃借権はごくわずかである。対価の支払の有無は93%が無償、7%が有償である。

整備前後の利用目的については、整備前は林地が9.6%、農地3.8%、その他道路用敷地等が0.2%となっている。整備後の土地利用は、林地が98.6%、農用地が1.3%と、農地より林地が増加している。林地の利用目的は、人工林造成、それからキノコ原木林の造成、特用林産物造成等が主となっている。整備前後の利用形態は、整備前の分割利用が26.2%で、整備後の個別経営は36.2%であり、協業経営は63.8%である。整備前に分割使用形態のものはすでに全く権利者ごとに異なる利用がされている場合が少なくない。ほとんどの場合、整備後は個人経営の方向へすすんでいる。

それからすでに入会林野の整備を行った土地について、12県の市町村に対して御協力を得て調査した結果がこの3月にでているので紹介したい。これは、昭和42年から46年までに整備を完了した地区について大体3分の1の抽出率により調査したものであるが、整備を実施した動機をみると、都道府県・市町村等の行政指導によったものが52.8%と行政の役割に負うところがかなり大きい。また整備実施期間は90%が3年内で手続きを終了している。整備手続きの段階で困難な問題としてあげられているのは、登記名義人なり相続人の同意や確認をとるのが困難であり、それが35%ぐらいを占めている。それから入会集団等が助言・指導をうけた回数は、3~5回が44%で、6~10回が21%、10回以上が22.3%というよ

うに、かなり濃密な指導が行われていることがわかる。

3. 入会林野高度利用促進特別対策事業

昭和35年の入会林野(10ha以上)の総面積は1,822,000haであった。そのうち52年3月末までに入会整備したり、あるいは解体したもののが864,000haある。したがって、これに北海道と沖縄の入会林野25,000haを含めた983,000haが51年度末の未整備入会林野ということになる。このうち、入会林野近代化法の手続きによって近代化するものを8割とみて、786,000haを整備し高度利用していくこうという計画である。この786,000haのうち、56%を高度利用対策で行うものとして今後10年間で整備するという計画である。1年あたり大体270市町村を予定している。特別対策事業は、1地区30ha以上のもののうち、モデル的にその4分の1、全体で1,000地区を対象として実施を予定している。52年度は47地区が予算上計画されている。以後毎年度おおむね100地区を指定して10カ年で指定を完了する。事業期間は2年間で1事業費は3,000万円の予定である。この事業は、これまで整備を完了したものについては対象外とし、また林業的利用だけでなく農業的利用とセットで実施する考えである。さらに各種の計画の樹立なり事業の実施の面で、市町村の役割は大きくなっている。例えばガイドプラントにあるような基本計画の樹立も市町村にお願いするという仕組みとなっている。

4. 生産森林組合の制度改正

林野庁の中で森林組合制度等検討会を去年の6月から開催しており、ほぼ今年中にその検討を終了する予定である。入会林野等と密接な関

係のある生産森林組合についても、その制度改正を検討しているので、全体のあらましと制度改正の内容について紹介する。

一番大きな改正内容は現在、森林法の中に規定されている森林組合制度を森林法の枠からははずして、新しく森林組合法をつくり、独立させたいという点である。農協には農業協同組合法、漁協には水産業協同組合法がある。森林組合が森林法の中に規定されているということは、沿革的な問題もあるが、26年に森林法が大改正されて、戦前の制度から、大きく協同組合的な性格をもたせられたわけだが、なお森林の保続培養と森林生产力の増進という公益的な目的を達成するための組織としての位置づけを与えられていたということができる。しかし、39年に林業基本法が制定され、産業としての林業及びその担い手の育成のための施策を推進すべきことが明らかにされた。森林組合のあり方も、従来の資源政策的なものだけでなく、担い手の問題が加わってきたわけである。このような森林組合に求められる広範な役割への制度的対応をはかるためには、どうも森林法の枠に入れておくだけでは狭すぎる、これを森林法から分離・独立せしめることが適當であろうということである。今の予定では、この12月の中旬から始まる第84通常国会に単独法案を提出したいと考えている。

そこで生産森林組合制度の改正であるが、若干詳しく紹介したい。これはまだ検討段階であるが、まず

- ① 事業範囲を拡大したい。49年改正でも拡大したのであるが、例えば食用きのこの生産をその事業の内容に追加したいと考えている。
- ② 生産森林組合の中には、組合員数がたとえば2,000人をこえるというように、非常に多いものがある。組合員がたくさんになると組

会を開くのが容易でなくなるので、組合員が一定数をこえるものは総代会制を認めるというような検討をしている。

③ 常時従事義務であるが、これは以前から問題になっているわけで、現在、森林法で組合員の3分の2以上が組合の行う事業に常時従事しなくてはならないということになっている。また雇用労働力についても制限規定がある。現在ある生産組合制度、例えば農事組合法人、漁業生産組合、その他生産組合を横に並べてみると、この員外利用の制限については3分の2以上という原則の例外が見当たらぬ。農事組合法人については、明文上常時従事義務の規定がない。これは当然全員従事であるということで、要するにみんなで経営をやろうといったのだからみんなが従事するのはあたりまえではないかということで規定していないということである。できるだけ生産森林組合が動きやすくなるということは望ましいと考える。しかし他方で、動きやすくなることの反対の問題として常時従事義務を緩和していく場合に、それが生産組合の本質から離れてしまうのではないかという問題がでてくる。また、税制面の特例などにはねかえってそちらの恩典がなくなるのではないかというような問題もあって、この緩和については相当むずかしい問題のような気がする。

④ 行政の監督の問題。現在毎年1回行政の常例検査ということになっているが、実状は2年なり3年に1回役場に集まってもらって話す程度ということが多いようなので、常例検査義務を廃止したらどうかと思っている。

⑤ 名称変更は、現実的になかなかむづかしく、現在と同じ生産森林組合という名称のままでいく予定である。これは、法務省とも議論している問題であるが、登記上の問題もあり、

〈報告要旨〉

佐賀県の市町村の入会林野整備推進体制

佐賀県林務課 藤 和 則

名称を改めるということは、なかなか厄介な問題である。

⑥ それから営利性の問題であるが、森林法の74条2項との関係で見直しの必要があるのではないかと考えているが、独禁法との関係もあわせて検討していきたいと思う。

⑦ なお新しい森林組合法案の中で、生産森林組合制度について、独立の章を設けたいと思っている。

大体こういうことで来月から内閣法制局の審査に入る予定である。国会に提出する具体的な時期であるが、非予算関係法案として、おおむね明年3月頃になると思う。なお森林組

合制度等検討会はさきほど申し上げたように、その検討を年内に終了することを目途としているので、生産森林組合制度の改正について現在そういう方向であるということを御承知いただければと思う。

最後に、西日本入会林野研究会のますますの発展をお祈りしたいと思う。それから、この会の準備になにかと御力添えいただいた宮崎県及び宮崎市のみなさんにお礼を申し上げる。

1. 入会林野等整備の概況

昭和41年当時の本県における入会林野の面積は15,434ha、このうちの11,140haを整備対象に事業をすすめてきた結果、昭和51年度まで5,253haが完了、整備着手分まで含めると7,595haとなっている。整備後の経営形態は協業経営（生産森林組合）が3,91ha、個人分割1,862haとなっている。

2. 本県における入会林野の整備のすすめ方

本県では、昭和44年に「佐賀県入会林野等整備事業推進協議会」を設立し、整備に伴う整備計画書の策定援助、整備後の土地利用計画等についての技術的援助等を行いながら、事業の円滑化を図ってきた。

3. 市町村における入会林野の整備のすすめ方

(1) 多久市の事例

多久市の場合は、県と同様に市独自の協

議会を設立し、協議会の専任職員も2名配置して、整備計画書の策定援助等をすすめてきた。この結果、整備もほぼ完了したとして現在は解散している。

(2) 伊万里市の事例

伊万里市は、昭和40年度より一次、二次追加、二次と林構事業をすべて実施しており入会林野の整備も、林構事業の一環として取り上げ実施してきた。このように国の施策とあいまって入会林野を整備してきた結果整備状況はすこぶる高い。

(3) 唐津市の事例

調査測量に対する事務費の助成や調査測量の外注、整備に必要な関係書類の整理に当っては、アルバイトを雇用するなど、市の財政的援助が大きく、これを背景に現在鋭意整備をすすめている。

三朝町の入会林野整備事業

鳥取県三朝町 有本照治

1. 三朝町における入会林野の現状と近代化の経過

(1) 林野統一について

昭和40年に発行した三朝町誌によると、

次のような経過が記されている。

明治43年5月に発行された地方新聞因伯時報に「部落有財産を市町村に移し以って自治団体の基礎を強固にすること



は、かねて当局者において奨励せる処なり（以下略）」また翌明治44年5月4日付の記事には「公有林野整理」と題して各郡長に入会地の調査を次の項目に基いて行うよう依頼された、としている。

イ 入会地の所有者

ロ 入会関係村落

ハ 入会権の原因、大要

ニ 入会林野の現行の状態

ホ 入会権の慣習、規約の写し

以上のように県、国でもこの時点で自治体に入会林野の近代化を指向する措置を取っている。三朝町においてはようやく大正時代になってその議が熟し、林野統一に着手している。

竹田村、三徳村は大正8年に、小鹿村は大正9年に、旭村は大正11年に、温泉地の三朝村は未了となっている。

ここで例として竹田村の林野統一の内容をみると次のとおりである。

第1種林（村直営林）……一定の施業案をもって村事業として経営

第2種林……林業地

第3種林……養草、壹生場、牧場

第4種林……開こん、三極、その他の作物の栽培

第1種林以外の土地は村条例により統一前所有の部落住民へ永久に使用収益をなさしむるものとする。とあり、一般的に言う縁故使用地として残した他の村についても大体この方向で統一を行っている。

(2) 町村合併と入会林野

前述のとおり、昭和28年11月に町村合併を行って三朝町が発足したが、この入会林野の取扱が大きな障害となって度々合併が躊躇したが、その合併協定書の財産処分の項

には「行政財産は新町に引継ぐが、特別な事情のあるものは財産区を設けて管理する」とあり、当時村有であった山林原野は旧村の区域をもって財産区を設立し、管理会によって管理運営することとなった。

(3) 三朝町林野調査会の設立

新三朝町建設の基本方針第4項に「基本財産造成のための森林計画を樹立する」とあり、この主旨にそって町は林野面積の約50%を占める財産区財産について実態調査と施業計画立案のため町長を会長として財産区管理会、議会、森林組合等をもって三朝町林野調査会を昭和29年に設立し専任職員2名、兼任職員1名で調査に着手した。町に駐在の林業改良指導員も全面的に本調査に協力願い、4年後の昭和32年に全調査、計画を完了した。当時この調査は林野統一を行ったとは言え、管理の実勢が部落にあるためその処理状況等は多様で困難を経験した。しかし調査により昭和34年から大々的に推進をした公有林の施策もスムーズに進行した。

(4) 公有林（入会林）整備5か年計画の樹立

町では早速公有林の整備計画を樹立し、まずは造林をと人工林率50%を目標に推進をはかったが、丁度住民の造林に対する意欲の盛んな時もあり、その成果に見るべきものがあり、第2次、第3次と計画をすすめている。

造林の方策は先づ町行造林とし、毎年100haを実施し、現在は1,153haである。その他、県行造林、県造林公社造林、公團造林等分担造林が2,630haとなっている。その間私有林の造林、部落造林等も進み、目標の50%とすることが出来た。

2. 入会林野近代化の推進

(1) 林業構造改善事業と入会林野の近代化

昭和39年度に始まった第1次林業構造改善事業の実施に当り、山村の農家経営の合理化は、耕種、畜産、林業の三本を柱とするところとし、林業構造改善事業に入会林野の近代化を大きく取り上げ、昭和40年を第1年度として3か年間で実施したが本町の林地所有の状態は下表のとおり1,197戸のうち3ha未満の戸数が831戸で全体の70%もあり、農

畜林の複合経営の確立、目標を（林地は最低3ha）として入会林野の近代化を計画した。

(2) 法の制定と事業の実施

昭和41年7月入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律が制定され、林業構造改善事業で測量、計画書作成を行った集団からこの事業に移行し次表のとおり昭和43年度より実施した。

入会林野年度別実施状況

年度	集団名	生産森林組合	個人分割	計	備考
43	木地山中津	143.3 —	137.2 46.8	280.5 46.8	入会林野 旧慣林野
45	福山下畠	— 16.0	137.4 65.9	137.4 81.9	" "
47	神福倉本牧	76.5 49.6 81.9	45.4 67.5 11.9	121.9 117.1 93.8	" " "
48	東三恩鹿久地原	— 13.3 27.5 133.8	8.8 1.5 24.1 79.4	8.8 14.8 51.6 213.2	入会林野 旧慣林野 " "
49◎	木地山柴片	— 243.2	75.8 —	75.8 243.2	" "
50◎	久東小鹿原	9.4 87.1	— 27.3	9.4 114.4	" "
51◎	牧福西小鹿	26.0 — 26.2	— 2.3 9.6	26.0 2.3 35.8	" " "
	◎東小鹿	—	1.5	1.5	"
計		933.8	742.4	1,676.2	

生産森林組合所有山林の経営内容

組合名	所 有 山 林	内 訳			組合名	所 有 山 林	内 訳		
		自主造林	天然林	分収林			自主造林	天然林	分収林
木地山	269	21	74	174	恩地	28	2	8	18
下畠	16	1	7	8	久原	143	18	4	121
神倉	77	23	5	49	片柴	243	66	71	106
福本	50	1	17	32	東小鹿	87	3	76	8
牧	108	8	28	46	西小鹿	26	16	10	—
合谷	13	8	5	—	計	11060	167	331	562

組合の設立済のものは以上であるが、現在設立の準備を行っている集団が6集団あり、

昭和52年度中には1組合の設立が完了する。

入会林野近代化と市町村

熊本県南小国町 佐藤英男

1. 地域の概況

南小国町は、熊本県の北端筑後川の最上流、阿蘇外輪山の北面山麓に位置し、面積115.98km²、世帯1,358戸、人口5,595人である。標高460～980m、年間平均気温12.5℃、雨量2,500mmに達し、林業畜産に適している。林野面積は約9,887haで総面積の85%に当たり、この内町有入会林野面積は約3,800haとなっている。

2. 町有入会林野の沿革と現況

(1) 南小国町有入会林野は、その大部分が明治30年代から大正10年頃までに国有土地森林原野下戻法その他により農商務省等より入会権利者たる部落（旧村）が払下げを受け明治39年から昭和4年にかけ6回に亘って、関係部落より南小国町に対し、

1. 下戻原野の全部は本町の基本財産として永遠に維持すること。

1. 本町に於いて右原野に対し、植林開墾、其の他の福利を増進する事業を經營するは勿論なるも草場牧場等に差支なきを限度とすること。

1. 右草場牧場は旧来の慣行ある人民に於て家畜肥料のために使用するを得ること等の条件を付された。

この土地利用については、従来部落において野焼き等を行い採草、放牧、薪に利用する一方、天然林の撫育並に部分林（人工造林）設定を進めて今日に至り、この部分林については、町において処分し、その収益の70%を関係部落（権利者）に交付している。所有者としての町と採草放牧などの入会権利者、又は立木の分収権利者とし

ての部落で現地管理が行われているが、隣接土地所有者等の間で境界問題等で一部紛争を生じている。

(2) 入会集団の現状

(イ) 入会集団の組織

入会集団は23集団、権利者数は約1,000世帯であり、役員の構成は各集団ごとに異なるが、大体、組合長・書記・会計と外に若干の委員を置いている。

(ロ) 入会権利者の資格

一般的に部落在住者で、その入会集団の認めているものと言うことになるが、この資格の有無について明文化されたものは少なく、近年その権利の有無をめぐって紛争を生じている。

(ハ) 入会権利者の権利及び義務

入会権は原則として各々平等の権利を有し、必要に応じた用役についても平等の出役義務を負っているが、この点についても近年部落構成の変化とともに問題を生じつつある。

(ニ) 管理処分と利用の方法

入会権利者集団としての林野の利用（主として採草・放牧）管理は各々関係部落が行っているが、立木及び土地の処分などは部落の伐採申請、又は処分の申出があったときは所有権者としての町が行い、その収益金のうち部落分収金（立木70%）を部落に交付する。分収金の使途については林野の管理費、部落の公共費に充っていたが、最近は個人への配当も考えられている。

(ミ) 林野の現況

入会林野は約2,000筆で、見込面積は3,800ha、内、杉・桧部分林が400haである。土地は30～40畝地に分かれ、

3,400haの原野の内に700ha程の櫟・なら等の林があり、避陰樹（しいたけ原木）としての役目を果し、絶好の採草、放牧地となっている。

3. 入会林野整備計画について

(1) 整備の契機

南小国町は林業構造改善事業を昭和41年度より43年度までの3ヶ年間実施し、この中に入会林野近代化事業を取り入れた。

この町有入会地は共有の性質を有する等の完全なる私権のみに属する入会地ではなく、先に述べたとおり、従来の慣行は持続すると言う事で南小国町の基本財産として寄附された土地でありまして、入会権利者が自由に高度利用すると言う事はできません。部分林として植林した土地以外は畜産利用として採草又は放牧をして収益を上げて来ました。

しかし、時代の変遷により杉又は桧の部分林の造成もあまり進まなくなり、畜産に於いては昭和35年頃には2,460頭の飼育があった牛馬頭数が、その後農業機械導入等で昭和39年度には1,600頭に減少し、原野の利用度が著しく低下し、荒廃の度を増す。この状態で隣接土地所有者等により侵犯される様になったので、明治時代の当初の趣旨とは反するが、入会地を近代化して権利者に所有権を移転して造林意欲及び畜産意欲を昂揚させ町の基本財産の造成をはかることにした。

(2) 整備の実施方法

南小国町有入会地は私権のみの入会地ではないので、南小国町有入会林野整備要綱を制定して促進する事にした。

町有入会地は下戻の趣旨及び国・県の御

指導をも受け、当時の権利者の理解により町の基本財産として寄附されたものであり、その折色々の条件が付けてあるが、この中で原野に植林した場合はその収益より70%を権利者に交付する事になっているので、この趣旨により入会整備をする場合30%の土地及び立木について入会権及び分収権等を放棄する事により70%の土地及び立木を無償で入会整備する事を認める要綱を議会で制定した。これにより執行部は権利者に入会整備を奨めたのであるが、権利者の了解が得られなかつたので町取得分15%、85%を入会権利者にという改正案を提案致したところ、議会ではさらに町取得分を13%、87%を入会権利者に無償で、という様に改正された。

しかし、それでも権利者は同意せず、尚この要綱の改正を求める請願書を議会に提出する。議会はこれをうけて慎重審議の結果、町が土地について10%、立木、杉・桧の分収林について15年生以下10%、16年生以上は30%を取得し、入会権利者にその他の全部を無償で入会整備する事を認める様になり、特に櫟(しいたけ原木)については全部無償で入会整備を認める事になり、これでようやく入会権利者の同意を得る事ができた。この要綱の制定は執行部が提案したのが、昭和41年でこの間議会の審議及び権利者の話合いを続けて最終的に決定したのが、昭和47年4月決定で昭和47年5月1日に実施と6年間の期間を要したことになる。

4. 南小国町の入会林野近代化事業の取り組みについて

以上が南小国町有入会地の整備の状況であ

るが、私権である入会権と町有である所有権に基づく財産権との絡み合いと言うか、比重の度合というものの難かしさを知らされた。

現在の要綱で決定している率がその比重であるとは限らないと思うが、整備を促進するためには、やむを得ないと理解している。入会整備が遅々として進まなかつた理由としては次の様なものが考えられる。

1. 南小国町有入会整備要綱が第1回制定後、権利者の了解を得るに至るまで6年間経過したこと。
2. 入会地と隣接所有地が侵犯等により確定できること。
3. 入会権利者が確定されていないこと。
4. 入会権利者集団と関係部落集団との土地が確定していないこと。
5. その他、複雑な問題が山積みしていること。

以上の様なことで南小国町は入会整備が思う様に進んでいない。この整備に着手致してから現在の町長で3代目になるが、現在はこの入会整備を南小国町の重点施策のひとつに入れている。この整備を実施する事により、入会権利者に造林意欲を昂揚させ、同時に畜産意欲も昂揚させて、町民の所得を向上させることを目的としている。尚、この整備により当初の目的であった町の基本財産の造成に務め100年計画に向って努力致している。

最後に、(誠に勝手で恐縮に存じますが)、入会整備の担当者として一言希望を述べたい。

- ① 南小国町は要綱で示す通り個人分割を認めず、農事組合法人又は生産森林組合法人等に出資する事を義務づけているが、入会権利者は整備後の法人出資に抵抗を感じている。現在より尚一層の法人の指導をしてもらいたいと思う。

② 事業費の件である。前年度までは国及び県に於て全額負担だったので、町負担及び権利者負担は少額でできたが、本年度からは相当額の負担金が必要となると思われるので、できるなら補助金を増額し早く整備

ができる様に考慮してほしい。

地域林業振興と入会林野

九大農学部 堀 正 紘

1. はじめに

入会林野における林業問題と地域林業の当面する問題とを互いに独立した別個の問題と考えてよいのだろうか。地域林業の展開とは独立した形で入会林野の高度利用を図ることはできないのではないか。以下、このような視点から入会林野と地域林業振興との接点を考えてみたい。

2. 入会林野利用と地域林業

1970年センサスによると慣行共有林は全国に73,991事業体、1,354千haほど存在する。東北(344千ha)や近畿(251千ha)北陸(153千ha)に多く、西日本は中国に125千ha、四国に38千ha、九州に121千haというように少ない。なお、この慣行共有林には森林以外の原野が含まれておらず、また分収林に出している土地や個人割山が除かれているので、入会林野の全てではない。

慣行共有林の人工林率は34.5%で、林家の45.2%よりも10.7ポイント低い。しかし、図1のように両者を対応させてみると、林家の人工林率の高いブロックや県では慣行共有

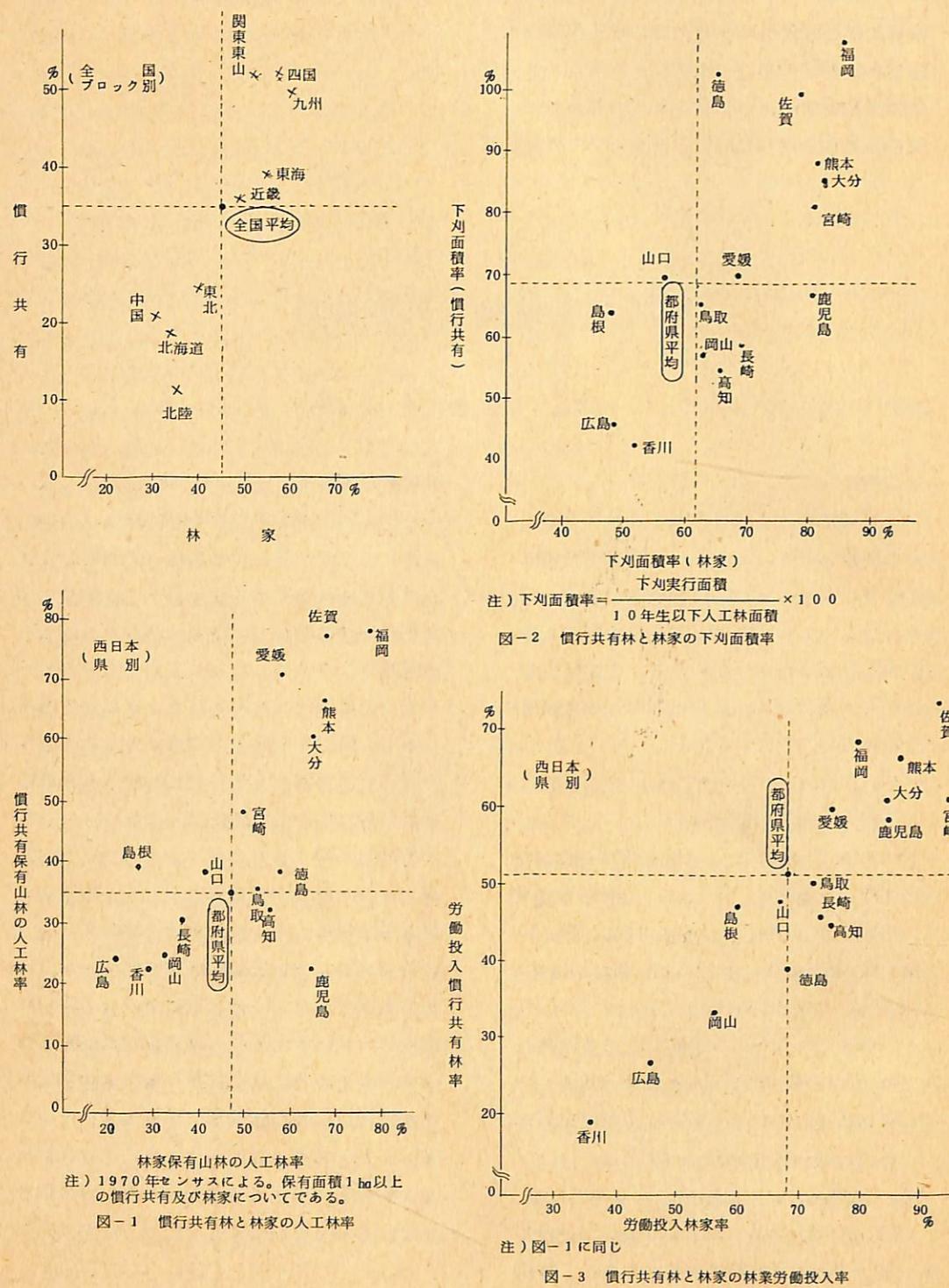
林のそれも高く、低いところは低い。

また、下刈の実行割合は46.7%で、これも林家との相関が高い。これは、図2に示すように要下刈林分(10年生以下)に対する下刈実行面積の割合(=下刈面積率)をみると一層明らかである。林家の下刈面積率の高いところでは慣行共有林も高く、逆は逆である。しかも、慣行共有林の方が高いところも少なくないのであり、入会林野における造林活動は信じられているほど低調ではない。

労働力を投入した事業体は51.7%であるが、これも林家の労働投入状況とかなりよく対応している。とくに西日本の諸県では図3にみられるようにこの傾向が顕著である。

以上みてきたように、慣行共有林の利用状況はそれが属する地域の林家の林業経営とつよい相関がある。入会林野における林業生産活動は地域林業の展開に規定されているのであり、入会林野の高度利用のためには地域林業の振興が必要であることをこれらの事実は示唆しているといえよう。

3. 地域林業の振興と入会林野



わが国の民有林は零細分散性を特徴として、これらの克服が地域林业振興の大きな課題とされている。その方向としては、①森林の属地的組織化による林业生産力の向上と、②植伐規制による森林構成の適正化、が考えられている。

1970年センサスによれば慣行共有林の保有規模は全国平均で18ha、西日本では10haであるが、50ha以上の事業体(7%)に72%が保有されているし、規模の小さい西日本でも6割弱を占めており、慣行共有林の規模は必ずしも小さくない。入会林野が森林の属地的組織化の対象であることはいうまでもないが、このことはそれを進める上で最も有利な条件の一つであろう。

また、慣行共有林の権利者の居住範囲は何らかの形で部落が単位となっているし、しかも大半のものに部落(住民)による利用・管理という関係が維持されている。部落といふものは部落内の生産活動の維持と生活環境の保全を原理とする倫理をもつといわれる。そうした倫理に沿った管理の結果としての入会林野の現状は、既述のごとく地域林业の展開を色濃く反映しているのであり、そこに地域

内森林の植伐規制についての原理が秘められていると思われる。

4. むすび——市町村と入会林野

地域林业計画は市町村の振興計画との整合性をもたねばならない。それは、労働力需給についてはもちろん、林业資金、森林資源の方向づけと環境保全、林産物の流通加工や林道の整備など広範囲にわたるので、地域林业計画の主体は市町村以外にはない。このことを前提にして地域林业計画を具体的にイメージすると、地域林业の中核に入会林野を据え、入会林野それ自体を振興するための施策を行うことによって部落の倫理(「植えない自由、伐らない自由、協調しない自由の自己規制」=船越昭治氏)を活性化させ、これを地域林业に汲及させ、そうした形を珠つなぎにして市町村レベルまで拡大していくという形で民有林の零細分散性を地域的に克服していく、ということになろう。現に多数の入会林野が存在し、それぞれの地域において重要な役割を果しつつあるという事実に着目することが最も重要なことだと思うのである。



<シンポジウム>

司会 川田 熊（高知大学農学部）

佐藤 友彦（大分県林政課）

発言者（発言順）

山口 正郎（高知県梼原町産業経済課）

佐藤 英男（熊本県南小国町管財課）

中尾 英俊（西南学院大学法学部）

森 有為（大分県九重町企画室）

染矢 俊一（宮崎県北川町）

藤 和則（佐賀県林務課）

石藏 精（福岡県林政課）

新原 昭義（鹿児島県林政課）

有本 昭治（鳥取県三朝町産業建設課）

片山 宏（長崎県福江市）

中島 茂（宮崎県延岡市）

重石 巧（大分県日田市農林課）

川原 祥治（福岡市森林公社）

山上 三郎（佐賀県入会整備推進協議会）

植田 昌宏（林野庁森林組合課）

上田 実（九州大学農学部）

福田 孝（岡山県林政課）

肥後 芳尚（鹿児島大学農学部）

堺 正紘（九州大学農学部）

岡森 昭則（九州大学農学部）

三好 秀夫（愛媛県林業課）

東家 勝徳（熊本県林政課）

石倉 貞雄（島根県林政課）

寺原 盛行（宮崎県林政課）

小林 理教（宮崎県東郷町）

佐藤 私共のところでは個人有の入会地整備にもとりくんでいるが、報告したのは町有地であり、それを整備しようということである。なぜ町有地が入会地になるのか、町有地の場合は強いて言えば旧慣使用林野ではないかといふお考えではなかろうかと私は思う。私達も旧慣使用林野なのか入会林野なのか（判断が）むずかしかった。旧慣使用林野であれば旧慣使用権者は誰であるのかということは当然町側が知っているなければならないが、私共のところでは誰が入会権者かということが不明である。官民有区分の時に官有になった土地だがその後下戻され、そのときに当時の村に基本財産として寄附したが入会慣行は従来のままであった。だから、当然入会林野と称して差しつかえない。公有地にも入会権はあるのだから。

山口 入会林野を整備する場合、集落単位に整備するのか個人分割するのか。

佐藤 個人ではない。法人・集落である。個人分割することも高度利用になるが現在、広大な原野がまとまってあるというのは入会権があったればこそではないか。これを一挙に個人分割するとどうなるのかという心配がある。それで、法人にしてこれを集約的に管理しながら、今の入会権が横すべりするのではなくてあらたな気持にして高度利用したいということで、当町の要綱の中に法人に出資することを義務づけている。

司会（佐藤） 住民が要求していない整備を行なおうとする場合、基本的メリットをどこに求めるか。むしろ今後も町有地として保有し、利用方法について検討すべきではないか。また、地元分収率70%が決まった根拠は何か、という質問がでている。

山口 1つ疑問に思ったのは、住民側から入会

林を整備してほしいという強い要請があって町がそれにこたえるのが一般的であるかと思うが、南小国町では町の方が非常に積極的である。むしろ住民の方がしりごみしているとか、望んでいないということがあるのではないか。もう一つ、現在出資したものだけに権利を持たせるということができるだろうかという疑問をもつ。私の町は町村合併によって、同じような問題があるが、町有林としてあくまでも経営をしている。町有林を利用する形態には20通りぐらい、例えば天然萌芽林であればその収益金の50%を地元へお渡ししよう。それから地元側が造林した場合には造林団体に対して60%分収金をあげよう。それから元の所有権者に対して10%をあげよう。残り30%は町の取分である。町が直営で行なえば全て町の収益となる。それに至るまでにはいろんな経過措置があるが、町有林を町自体でも造林できる、地元が造林を行ないたい場合には行なうことができる。公園造林、官行造林等も行なわせることができる。官行造林を例にとるならば、国と地元が50%になっているが、その50%のうちの20%を元の所有者に渡すということで、町の条例を制定して運用している。それを行なう前には、地元で採草地がほしいところについてはその必要を認めて、地元と十分協議をして、一定面積の採草地をきめて、そのあとは町が管理運営を行なうこととした。地元がその使用権を認めてほしいという場合、それを町有林全体におよぼすということではなく、それに必要な一定区域を定めてこれを認める。残りは町の基本財産をつくるために、お互い協力する。しかし、一定の範囲を決めてみても、地元が大きな事業を行なうために町有地を必要とする場合にはまた協議に応ず

<論点の整理>

司会（川田） 近代化事業についての評価・問題点、それに対する対応、今後の展望をそれぞれの立場から発言をお願いしたい。こちらの方で次のように問題の区分を行なった。一つは入会林野の整備をすすめていく上での行政的な問題。もう一点はその事業に伴なう、いわゆる経済的な問題。入会林野をどのように利用していくべきか、そしてそれが地域農林業にどういう役割を果すかという問題である。まず行政的な問題について大分県の佐藤さんに司会をしていただいて、その後私が経済的な問題に入ったところで司会をやらせていただく。

I 入会林野近代化と市町村

<公有林野の有効利用の方法>

司会（佐藤） 南小国町の佐藤さんの問題提起に対して、高知県梼原町の山口さんの方から質問がでている。第1は入会整備は集落に対しておこなうのか、個人分割を行なうものであるのかということである。発表の中では一応法人組織に対して行なうというように記憶しているがそのへんの問題になる。

山口 佐藤さんの提案の中に公有林野の入会整備ということで、私共にも非常に似通っているので関心をもった。入会林野に個人権利のものを成立するのが入会林整備であると考えていた。ところが、今日の提案をうかがうと、市町村有林野の入会林野整備ということで私は非常に耳新しい。この点について。

るということでやってきている。そういう意味で、むしろ町有地を狭めるということよりも今の利用形態というものについて創意工夫をすることによって、町有地は町有地として公有地でいくことがいいのではないかと考える。

また、地元分収率70%、これは非常に高い。私のところでは、今述べたように造林を行なった場合には第3者の場合は町収益から20%、それからもし、この土地を何らかの大きな事業のため売らなければならない場合には、土地の所有権について売上金の25%を地元に渡すことができる。しかしこの割合については、それぞれの成り立ちということによって、違いがあろうかというよう考へるが、南小国町の70%は非常に高いペーセンテージであると思うので、もしこの70%の生まれてきた根拠があるとするならばお教え願いたい。

佐藤 実は、私の町はいわゆる下戻を受けて村に統一をする時点で、完全な町有と入会地というように区分されていなかった。梼原町の方はなされていて分収されている。しかし、分収率は梼原町の場合地元の方が不利のようである。南小国町の方が町が損をしているような気がする。私共のところだけでなく、阿蘇山麓地帯では大体同じ比率で、いわゆる下戻をする時いわゆる部分林設定条例を設置しなさいという指導がなされている。その中にそういうことがうたわれている。町に統一する時に部分林契約をして造林した場合70%、天然林については自然に大きくなつたのだから地元には60%しかやらないということになつていている。現在町有のままで利用した場合、中の石を売却した時は40%地元にやって60%町が受けとる。私共のところでは、権利者

が非常に強くて、ややもすると町というものはただ名義だけにすぎないのではないか、基本的には全部自分たちの自由になる土地ではないかという解釈が強く成り立っている。そしてだいに町側の権利関係が狭められていっている。そこでなんとかくいとめたいといふことを考へている。

つぎに希望もせんのになぜ入会整備をやるのかということだが、現在は町有地だから固定資産税の対象にならない。町は権利が弱いといふながらも、入会権利者が自由に使うことは許していない。採草放牧は自由であるが、その他については、例えば極端な例をいふと、ゴルフ場や宅地にすることは全く認めていない。私共のところは、もともと牧畜、とくに役牛飼育がさかんであった。その後、機械の利用がさかんになって牛をおいていても採算があいにくくなつた。しかし、畜産は畜産で、町の経済課はなんとかのぼうとけんめいにとりこんでいるが、残念ながらなかなかのびない。なぜのびないかということになると、所有権は町であるし、自分のもののように自分のものでないということで、ちっともファイトがわからない。そこで、最低の10%という線で近代化することによってこの地域に活を入れよう、もう一回あんた達は頑張れということである。考え方によつては（町が）損をしたように思われるが、単に固定資産税を払っているだけで境界問題の時だけガヤガヤ言うよりは、10%の地代が入るだけでも、当初の目的であった町の基本財産という名目も成り立つし、また、権利者の方にしても自分に所有権があることによって生産意欲が増すから、これでよいのではないかということである。

〈入会林野整備か旧慣林野整備か〉

中尾 山口さんから佐藤さんに対して、一体入会権者は誰なのか不明なのに入会整備するのかという御質問であったように思う。実は私も何度か南小国町に行ったが、いまお話をあつたように、かつては牧畜がさかんであったが最近は脱農化が激しくなってきたこと、横断道路ができる交通事情がよくなり、温泉もあるということで観光地化してきて、外来者が多くなつたことのために入会権者の範囲がわかりにくくなつたというのが理由である。旧慣使用林野整備は誰が権利者かを決定するのは市町村長の責任である。ところが入会林野整備は集団が決定して、そのあと、市町村議会の議決のあと市町村長の承認を得ればよいということで、旧慣使用林野整備は避けた方がよからうということを申し上げたことがある。

なお、旧慣使用林野整備を行なつておられるところは九州ではごく少ないのでないかと思うが、これにはいろいろ状況・問題がある。旧慣使用林野整備という言葉が使われたのは近代化法がはじめてである。地方自治法238条の6に、ないしはさかのぼると旧町村制の90条にあるが、そこでの権利がどういう権利であるのかははっきりしていない。裁判所では全部否定されている。したがつて市町村有地にも入会権はないということはいえないのであつて、市町村有地を入会林野整備する場合に、入会林野整備による方法と旧慣使用林野整備による方法との2つの方法がある。それは近代化法でもはっきり認めているので、したがつて旧慣使用林野整備は法律上も手続き上も問題があるから入会林野整備によつた方がよからうということを私は申し上げている。あと、入会林野とか旧慣使用林野といふ

ことで言葉が混乱すると、話が非常にややこしくなるので、一応ここでは市町村有地には入会権はあるのだ、ただそれを整備する場合に2つの方法があるのでというふうに理解してほしい。

司会（佐藤） 高知県の梼原町と（熊本県の）南小国町では若干ちがう面もあるが、大体かたしては同じのようだ。入会林野整備のすすんでいるところは、公有地に入会権が存在しているところであるというのが実態ではないかと思うが、今、似たようなところの実態についてお願いしたい。

森 私共のところも、似通った土地があり整備をすすめている土地はほとんど公有地である。ただ三朝町の場合と同じように、財産区有地である。九重町は、昭和30年に4カ町村の合併をもつて発足した。その4カ町村は、大正末期から昭和12年にかけて部落有林野統一されている。統一された時に第1種、第2種、第3種の3つの土地の区別がなされた。第1種地は、その土地の3割相当額を基本財産として、村が直接經營し、入会権を認めないというものである。残りの7割については、統一された部落でどのような方法で利用してもよいというものである。ただし、その土地に対して収益があった場合は分収方式として、その分収歩合は1割（旧町村時点では3～1割の分収歩合を30年九重町成立時点で1割に統一した）である。うちの場合は、かなり権利者に対して優遇している。

41年の法の施行にもとづいて44年度から調査測量した。一応52年度（本年度）までに整備してしまう方針で、当初測量した面積は5,800haであった。整備に際しては、南小国町と一緒にになって要綱をつくつた。南小国町は入会地の1割と、土地になっているのに

対して、九重町の場合は金銭で処理している。1ha当2万円と評価して、2,000円納入すれば所有権を移転するととう方針ですすめている。さらにまた、南小国町の場合には法人でなければ所有権移転は認めないというのに対して、九重町の場合は、調査時点において、それぞれ調査部落において、すでに慣習によって分割している土地については個人分割、入会集団全体で使用収益している土地については法人ということですすめている。そういうことで、現在まで約5,800haのうち500haが一般行政処分の中で土地が売買されている。残った5,300haの入会地を44年から3年間調査して、47年から52年まで約6年かかって約4,000haの整備が終る予定である。入会権と旧慣使用権については、うちも中尾先生にきていただいて、当初は旧慣使用権というように考えていたが、統一時点で町に名義だけ移したのであって、実質の権利は地元集団にあるのだということで、入会林野整備事業ですすめている。

司会（佐藤） その他に公有地で入会整備をすすめている実例の紹介をお願いしたい。

染矢 北川町の場合、約10,000haほどある。そのうち（整備は）ほとんど済んでいるが、当初は旧慣使用林野整備であったが、その後、いろいろ御指導をいただいて、入会林整備ということで行なっている。昭和12～13年頃の統一がなされた時点で、集団で使用管理をするということになっていた関係で入会林整備している。

＜入会整備推進協議会の問題点＞

司会（佐藤） 整備後の生産組合協議会の設置に対する問題点、整備後の指導およびそれに対する県や市町村の対応ということを話し合

いたい。

藤 佐賀県が入会林野整備に着手したのは昭和41年度からであるが、整備計画書の作成については市町村ではなかなかむずかしいということで、44年に協議会をつくって指導をはかった。多久市や唐津市でも県にならって協議会を設立している。

石藏 福岡県でも、以前は推進協議会をつくっていた。しかし、推進協議会の財源が受益者負担になって市町村が入会金その他を出していただけだが、県が責任を持って逐行すべき問題であるという考え方から、これをやめた。今後、市町村段階で推進協議会がつくられる場合、人件費など財政をどうするかが大きな問題になるので注意が必要と思う。

新原 鹿児島県は現在のところ、推進協議会のようなものはつくっていない。整備がすすまない原因に、その実務を専門にやる人がいないということもあると思う。ある部落で実務ができないから町役場に依頼したが役場の担当者も他に仕事をもつていてできない。そこでやむなく部落が費用を出して人を雇ったという状況だ。

＜下戻国有林野の入会権＞

山口 私の町にも、熊本県と同じような不要存置林の払い下げがある。熊本県では不要存置林を部落に払い下げて、それをのちに町有林としたということであるが、そこに入会権ないしは旧慣使用権があると認めるのは、国からその集落に払い下げを受けて10カ年間、その集落が所有権をもっていたという理由によるのか、それとも、もともとそれ以前に入会権ないしは旧慣使用権が存在し、そのため國からその集落に不要存置林が払い下げられたからなのか。

中尾 国が官民有区分によって国に編入して、そののち林業經營に適當ではない、しかも地元の権利が強いということで、地元に払い下げたところである。当然、入会権がなければ当時の政策としては不要存置林として払い下げなかつたはずである。にもかかわらず、これこれの条件をつけて部落に払い下げたというのは、当然、部落に入会権があった、もともと部落の入会地であったからだと考えている。

山口 そうすると、ごく小さな面積の国有林が不要存置林というかたちで、市町村あるいはその集落に払い下げられるところがあるが、そういうところは当時からすでに国有林ではあるけれども、その集落の入会権というものは存在していた、と解釈するのか。

中尾 大体そのように解釈してさしきえないと思う。「官民有区分によって入会権が消滅した」という、大正4年の大審院判決があり、だから入会権がなくなったのだという考え方はある。ところが、御承知のように48年3月13日最高裁判所でそれをはっきり否定しているので、現在国有地として残っているところはともかくとして、払い下げられたところは当然入会権は存続していると解釈せざるをえない。

＜入会権の多様性と市町村の指導性＞

司会（佐藤） つぎに、歴史的事情により同一市町村内の集落で入会権の権利の強弱に差がある場合、市町村としてどのように対処するか、という問題に移りたい。

中尾 たとえば、三朝町の場合旧竹田村と旧三徳村は全く違うように思う。竹田には財産区の直営林はあるが三徳の場合にはほとんどない、つまり旧村の権利はほとんどないよう

思う。そうすると、三徳の住民の入会権者の権利は非常に強く、竹田の方が弱いということになる。入会権は慣習に従うから、整備に際しては、そういう差を認めて行なうべきだと思うが、一方、市町村の立場からみて、なるべく公平・平等という点を貫ぬこうとする場合、それをどういうように処理されるのか。

もう一つ別の例で言うと、鹿児島の種子島の西表市の場合、海岸に面しているところで分収率が7割、海岸に面していないところでは山に依存度が高いので8割というように、部落によって分収率が異なる。ところが、入会権を整備する場合に、平等に、例えば7割であると市町村の人が言えは、部落はそうではないと主張する場合がある。つまり、各部落によって当然いろんなアンバランスがあると思うが、そういう場合、市町村として調整をはかる必要があるのかないのか。このようなアンバランスは、整備の段階でどのように配慮されているのか、また配慮すべきなのか、そういうことについて市町村の方々から御意見をうかがいたい。

有本 実は町としても非常に苦慮している。三朝町の場合町の権利は原則的には全くなない。財産区があってそれが主体性をもっている。ところが林野統一の時点で、旧竹田村は、はじめの時期に4つに区分し、そのうち村直営林が約400haぐらいできた。それが現在の竹田財産区の直営地である。また旧旭村の直営地は120haであるが、これは現行使用権を賦与することを条件に、0.5%の割合で各部落に提出させて出来たものである。一方、旧三徳村の場合は、合併して財産区を設立した時点でもなおかつ、何々部落、何々村という所有形態がはっきり登記面に出ていている。財産区をつくったのだから、名義変更をしなさいと

いう町の指導の下でようやく財産区の名義登記をしたということで、主体性は財産区には全然ない。全く架空の財産区ということになっている。それから温泉場のある旧三朝町も部落が非常に強く、村としては全然手がつけられなかった。今でもその部落の集会で全部いろんなものを処理している。このように同じ町でも、それぞれ財産区によって発言の度合が大きく違う。

片山 福江市は1町4ヶ村が合併したが、各旧村ごとに入会統一の条件が違っていた。そのため、植付の権利などをめぐって旧村によつていろいろ取扱いがちがうので、これが議会でいろいろ問題になって、昭和31年に条例化した。

〈共有地の整備の問題点〉

司会（佐藤） 共有の性質を有する入会地の整備の問題で、市町村の方に2~3御発言をお願いしたい。

中島 延岡市も7地区整備しているが、共有地の整備について、まず私が一番感じたのは、意思の決定がなかなか総会の意向に出てこない、なされないということだ。総会等に権利者が出るように指導をしなければならないではないか。というのは伝達が悪くて、整備しようということになると、総会では整備することに決まったはずだが戸籍謄本をとりにいくと誰の許しをうけたのかということになって問題になる。やはり、組合員全員に対する徹底ということが必要であると思う。

重石 日田市では44件やっている。その中には記名共有が約半数ある。これらの中である事例が出て、この問題を解決するのに6年かかった。それは、共有名義人である1人の権利者が部落の代表者の同意を得て、金融業者

から金を借り、自分の共有持分に抵当権を設定した、という例である。

川原 福岡市の森林公社は、この4月に、主として個人との分収造林をやっていくということで発足した。今後の方向として、入会林整備をして分収造林をやっていくことを考えている。福岡市の場合、入会林といわれているところが、大体700~800町ぐらいあり、主に記名共有というかたちになっている。今のところ、最近合併した早良地区は、県の指導をうけて、整備の書類提出段階にあるが、旧市内の分についてはほとんど整備がなされていない。整備の方向として、福岡市の場合、地価の値上がりということもあるし、一部不動産業者が買い取っていたり、異なる人に権利が譲渡されているということがあって、非常にむづかしい問題が多い。一応、体制としては、来年度ぐらいから森林公社の方に入会林を整備する担当者を2~3人おいて、10年ぐらいのうちに入会林整備をやっていきたいと考えている。

〈整備後の指導体制—生産組合連合協議会〉

司会（佐藤） 市町村の方多数出席しておられるので整備後の問題について討論をお願いしたい。

山上 佐賀県でも、入会林野整備がある程度すんで現在120以上の生産森林組合が設立されている。私も常例検査や一斉調査を手伝っているが、生産森林組合自体で決算をして税務申告までという組合はほとんどない。常例検査を行った時に決算書などをつくってやらなければならないというようなこともある。こういう状況のもとで三朝町の場合には帳簿の整理、あるいは税務申告等の指導をどのようにされているのか。

有本 午前中の報告で生みっぽなしでは問題があると言ったが、実は、協議会をつくろうということになったのは、事務に慣れない山持ちさんが帳簿をつくるのはどうにもならないということで、事務に堪能な職員を町に設置してほしいという要望があった。しかし、いろいろ協議した結果、生産組合の事務を町の職員が全面的にひきうけるというのは問題がある。町が一部分担してくれるなら協議会をつくって自分達でやっていこう、ということが組合の役員の中から強く出てきた。こうして生産森林組合連合協議会が設立された。もっとも専属の職員を雇おうにも解散したら困るからなかなかいい職員も雇えないので、将来は町の職員とするという条件で、大学の経済学部を出た29才の人を雇うこととした。各組合の決算報告、税務申告は全部その職員がやっている。各組合でやれるように指導を行なっているが最終的にはその職員が行なっているというのが実状である。

司会（佐藤） 県の対応ということで1~2名お願いしたい。

〈特別対策事業の問題点〉

石藏 今度の制度改正で市町村が事業主体であるということで、市町村に話をもっていったが断わられた。大きな市だと職員の数も多いから対応する力を持っているが、小さな町村になると、経済課とか産業課が担当することになっているが、ここは職員数3~4人で農林省関係の仕事の上に通産省関係の仕事もやっている。そこへ、測量の仕事、整備計画書をつくる仕事をもっていっても、とてもできないということになる。では、森林組合の方はどうかというと、森林組合もいまちょっと忙しいのでできない、ということで実際でき

ないということにしかならない。確かに今年は初年度だからいろいろ問題はあるかと思うが、いずれにしても地元からは（整備してほしいという）希望があっても、このように市町村に人がいないとかまた予算的な措置ができるないというような困難な状況があるということを十分知っておいてほしいと思う。

司会（佐藤） 私が担当している大分県でも実はそういうことで困っているが、他にないか。

森 新しい入会林野等高度利用促進対策事業を受け持つ私達町村としても、整備そのものにもかなりの時間がかかり、基本計画等をつくって、このあとの事業もやっていくということになると、大変な仕事の量になる。今までの事業は、対象地の調査測量をして、計画書をつくり、法人を設立し、さらにその法人の指導までやっているが、これらの事業についても、全て補助でできたわけではない。九重町の場合、入会林野整備は4人でやっており、大体年間1,200万円くらいの予算が必要だが、県・国からの補助は、51年度で500万円程度で40%程度にすぎない。60%は町の持ち出しになっている。これがさらに、今度の特別対策事業で町の負担が1割増すとどうしても町村財政ではやってゆけなくなる。県の方から是非ということで、計画はしているが、町の財政負担もかなり問題があるのでないかと思う。

それともう1つの問題は、この事業が農業と林業を合わせた事業でなければならないということ。幸い、九重町の場合には、原野がかなり広くあるので、問題は少ないが、その中で（権利者の）有畜農家、無家畜農家、非農家という三つの階層への分化が進み、しかも牛飼養農家は最近しだいに減ってきていている。今の原野を造林しようというところがかなり

あるかけだが、そういうところにはこの事業は全然あてはまらない。そういう点についても、この新しい高度利用促進対策事業は問題があると思う。

司会（佐藤）新しい事業について市町村の方に役割を大きくしてもらおうということ、一方、市町村の財政負担の問題あるいは市町村の人員の実態という面からみて、実際にはかなりむずかしい問題がでてくるのではないかとう意見がつよいようだ。

植田 今度の新しい事業について、市町村に対する期待を相当強くもっている。市町村の測量体制もなかなかむずかしいということだが、測量等を町村それ自体でできない場合があつたら、当該町村の森林組合あるいは他の者に委託してもよい。なお財政事情については、調査・測量の52年度予算要求の際には国が2分の1、県が2分の1ということで要求したが、官房の予算査定の段階において、従来通りの査定になった。しかし、これを全部市町村にかぶせるというのはなかなかむずかしい問題があるので、調査測量については県が加算して、少なくとも3分の2を交付してくれるようになっている。市町村の財政対策としては、財政需要額の積算に組み入れてあるので、市町村段階ではその他産業の財政需要として積み上げができる。なお、来年度からは、特別対策事業に対する市町村の施行するような事業については、起債を自由にするよう自治省の方へ要望している。

II 地域農林業と入会林野整備

〈整備後の土地利用について〉

司会（川田）司会を交代する。日田市の重石さんから、人工林率の現状と今後の利用の方

向のあり方、今後の農林業経営をいかにすめるかという質問がでている。

藤 佐賀県では林業的利用は90%で残りの1割はみかん園となっている。経営内容については指導していない。希望があればなるべくそのようにしたいと思う。

重石 単にスギ・ヒノキを植えるというだけでなく、将来の見通しを考え、椎茸原木用としてクヌギの造林も考えていくべきだと思うし、マツの品種も考えていかなければいけないと思う。

司会（川田）林業生産は長期的にしか収益を実現しないので、最近では農業生産とくに畜産利用という点が短期的に収益をあげうるということで注目されているように思うが、この点をすすめるにあたっての問題点等はないか。

上田 林業的利用・農業的利用を考える場合、その入会林野の利用主体である個別経営との関連をいかにするかということが非常に重要なと思う。先程から話があるように、個別経営間でも1つは保有山林面積の大小、あるいは有畜農家、無畜農家、非農家という階層間の経営上の相違をどのようにして調整していくかなど、入会林野の利用により全体として個別経営の農林業経営を高めていくには多くの問題があるようだ。

佐藤 私のところは一応法人所有にしているが、それは集団で原野の管理はするが、放牧し利用するのはあくまで個人所有の牛であるので、結果的には個別経営みたいになると思う。放牧地は広大な面積と一緒に利用することの方が望ましいのでそのようにしているわけである。しかし、採草地については法人から特定の場所を借りうけるというかたちで、結果的には個別経営の状態にしないと、実質的に協

業経営はむずかしいと考えている。それから森林については、法人から個人が借り受けることもあるが、大部分は集団として直接植林をし管理、収益して、これを従事割配当ということで、最終的には個人の所得になる。

畜産経営と林業経営の両方をみると、小国は非常にスギ・ヒノキあるいはクヌギの生産に適している。将来性のことについては私は何ともいえないが、一所懸命育てている。また、畜産も恵まれた自然の中では是非伸ばしてゆきたいと考え、指導もなされている。それにもとづいて、入会整備と相まって、広域農業開発事業にもとりくんでいる。その中では草地改良事業や道路敷設など、いろいろな事業があわせ実施されているので、けっして林業のみということではなく、畜産と林業の両方で推進したいと考えている。

司会（川田）この問題は今後の重要な課題になろうかと思う。うちはこういうように農業的利用をはかっている。あるいはこういうのを検討中だというような具体的な事例はないか。

福田（岡山県）岡山県では特対事業とのからみで農業的利用の面については、中国山地ぞい、姫新線以北について、牛を集団的に放牧できるところはないかということで、プロジェクトチームをくんで適地をさがしている。それとの関係で入会林野をどう利用していくかを目下調査中だが、畜産利用に重点がおかれていくのではないかと思っている。姫新線以南の南部については、農業的利用は考えられないし、林業としてもアカマツのある花崗岩地帯で、住宅用地とか何かができる限りは問題にもならない。みなさんの意識も、まあ「あそこに部落山があるわ」という程度のことである。

植田 特対事業が今年度から実施することになったが、ここで特に農業的利用の問題について、少し補足しておきたい。特対事業をできるだけ進める意味から、純然たる農業ということではなく、食料の特用林産物を生産する場合には、これを農業とみなして、特対事業の対象とする。いわゆる片方に造林事業をし、片方で椎茸栽培をするというような場合でも特対事業の対象とすることにしているので、今後このような希望があったら、そういう方向で指導をお願いしたい。それから森林の利用形態としては、人工林にもっていくもののほかにも、整備をした一部の天然林を萌芽更新という形態でやっているところがかなりあり、林業経営でいく場合においても、人工林オンリーではなく、原木採取林経営という形の利用もかなりあるのが現状だ。

〈入会林野と地域農林業〉

司会（川田）それでは次に、入会林野が地域林業の中でどういう役割を果すべきなのか、ということについて議論をお願いしたい。

肥後 場さんの報告の中で、「部落の規範」というのをあげてあるが、山間部落はとくに過疎問題で悩んでおり、その将来が気づかわれる。部落規範も流動している部落の中で当然変わってくると思うが、このことを皆さんにはどのように考えているのか。はっきりこうだというものは現状では出されないかもしれないが、想定される姿あるいはそれを想定するものとなる考え方をおきかせねがいたい。

堺 林家と慣行共有と対比させてみると、林家の活動の非常に活発なところは慣行共有もよくやっているし、林家の状況の悪いところは慣行共有も悪い。だから、入会林野が林業問題として当面している問題と地域の林家

の人達が林業問題として当面している問題といふのは実は同じレベルにあるのではないか。入会林野だけがとても遅れた状況にあって林家がものすごいすんだ状況にあるのではなくて、同じようなところで同じように苦しんでいるというのが今の地域林業の状況ではないのかということを感じる。そうだとするならば、地域林業についての対策と入会林野の林業的利用を今以上に高めるための対策といふのは実は同じようなものでよいのではないか。例えば、作業道を入れるという場合に慣行共有林にはいらないということにはならない。作業道のいるところはどこも同じようにいるはずである。入会林野をはすして考えるではなくて、広大な面積をもつ入会林野を作業道や林道を入れる際に1つのサイクルの中に入っていた場合に、地域林業に対する効果はより高まるのではないか。

いま、林業政策の中で地域林業を振興するといふ方がみられる。その眼目は、民有林の零細・分散性を克服するということだ。森林の属地的な組織化による生産力の向上と植伐規制による森林構成の適正化といふ二つのことが地域林業を振興する場合の非常に大きな課題として政策的にもとりあげられている。具体的には、団地共同施業や高度集約団地、それから中核林業の総合施業団地など、所有者を網羅してその中で共通的な基盤整備をやる、あるいは植伐規制をやっていくといふ考えであるわけだが、そうだとすると、入会林野のもっている面積的な広がりというのが一つのファクターになってくるだろう、それからもう一つ植伐規制ということで、団地共同施業の場合、何十人も所有者を集めて一定地域の中で施業の調整をしていくが、それと、入会林野をもっている部落住民が共同

で畜産利用や林業経営などを追求していくこととは、地域の林業を組織的に逐行していくという面で共通な何かがあるような気がする。それが何かと言われると正直言って、いまは何ともいえないのだが。そういうことで、これまで入会林野近代化事業だけが独走して、地域の林業に入会林野をどういうように結びつけて考えていくかということが弱かったのではないか、と思う。特対事業を評価する理由もここにある。

それで、今の肥後さんの御意見は、要するに、今の山間部落に自立化・自力更生という再編・発展のバネが本当にあるのか、積極的な林業振興の核になるような状況を山村がもっているのかというふうな疑問をこめた御批判だらうと思うが、私はそういう点で弱さは非常にあるけれども、それはそれとして、だからといって何もしないということではなくて、やはり今の状況の中ではこういった山間の集落を基盤にした林業施策あるいは土地利用というものをもう一ぺん見直すといふことこそが、山間集落の活力をもたせる一つのよりどころになるのではないかと思っている。

司会（川田） 地域林業と入会地には相関関係があるといつても、全体ではやはり入会地は人工林率が低く、原野率も高いのではないか、ということはないか。

佐藤（信） 私共、入会林野の整備にとりくんでいる段階で、やはり造林が遅れているところは入会林といふ感覺をもっている。現実に山地に入ると、青々とした人工林化がすんでいるところは大体私有地、あと白っぽく見える、いわゆる原野で荒れているところは入会林野といふように現実に目に映る。

堺 この慣行共有林といふのは、第1に、農用

地を含まないので、原野といふのは慣行共有林の中には入っていない。第2に、個人割山、それから分収契約の土地は含まれていない。したがって利用形態でいうと、共同利用と直轄利用のところだけの調査である。久住、飯田、阿蘇というところでは、入会地が原野になっているので調査対象から外されているのではないか、そのため一般的な感じと違うことではないかと思う。しかしそうは言っても、現実にこれだけ林業的利用の行なわれている入会林野があって、それはそれなりに地域林業と結びついたような問題をかかえているということは、やはりそれとして問題にする必要があるよう思う。

司会（川田） 地域農林業の中で入会林野はどういうふうに対応すべきかという問題について、御意見をお願いする。

〈入会権利者間の利用目的の調整〉

岡森 入会林野の近代化は当初の目標よりかなり下回った。それなりに近代化がやりづらい、いろんな部面での抵抗があるという結果だらうと思う。苦労されてやられてきたがまだかなり残っている。それをこれから農業的利用も考えながらやっていこうということだが、今残っている入会林野はかなり整備がむずかしいところではないか。そのむずかしい権利関係なり、複雑な状況の中でどうやってこれからすすめていくかというのが、非常に大きな問題でそれが市町村の負担になってくると思う。

とくに、農家の経営構造が変貌して同じ権利者集団の中で差がある、非農家もいるし、農業や林業をやっていこうという人もいる。そういう中でどう調整していくかという問題がある。農業的利用をやる、林業的利用をや

る、どちらが高度集約的なのかということは一つ議論あるが、そういった同じ権利者集団の中で、ここは農業的利用をやるのだ、ここは林業的利用をやるのだ、それぞれに法人化する等々、そういうことがこれから出るのかどうか。土地を同じ集団の中で分けて使おう、それが現在の山村の集落の中で可能かどうか。そのへんの意見を聞かせていただきたい。もう一つは、農業的利用ということで畜産的利用が出されているが、農業的利用といふのは現在の段階で畜産的利用しか考えられないのかどうか。果樹なり畑作なり小国のように高冷地の大根はどうか。今の山村の中で農業的利用ができる可能性はどういったところにあるのか、それがつくりだせるのかどうなのか、そのへんについて皆さんにおききしたい。

森 九重町のある部落は、約300haの入会地を91名の権利者が持っているが、農業的利用と林業的利用に分けるという形で権利調整を行なった事例がある。つまり、有畜農家65名対無家畜農家・非農家26名という具合に91名を分けて、65名が畜産をやろうということで土地を116ha分け、久住・飯田農業総合開発事業にもとづいて草地改良をやった。朝草場と干草場と植林地という3つの方向で区別して利用されてきている。畜産利用にした土地は、もとの干草場で65名が所有、山林は26名に個人分割した。また朝草場は全権利者91名平等分割して約1haずつ持っている。分割地の利用は、どういう利用でもかまわない、植林もよし、採草地もよし、畠地にしてもよいのだが畠地になっているところがかなり多い。高冷地でキャベツがおいしいからだと思うが、その条件に適した野菜等がつくられるならば、結構その方の開発ができる

るはずである。

司会（川田） 次に市町村と部落の分収比率の問題に移りたい。

重石 南小国町は、部落の方が7割の分収権、町の方が3割ということだが、日田市の場合、基本林の中に分収市有林というのがあり、市が7割、地元が3割と、全く逆のかたちで市が分収造林をつづけている。将来にわたって分収権を継続するということは市にとってかなりの負担になっており、この点について、再検討をしてはどうかという芽生えがあるので、そのへんについてお聞きしたい。

佐藤 南小国町は、権利者の方で植栽し、管理をし、育林したものについては、地元に70%交付する。逆に、入会地に町の方が植林した場合は、地元が30%、町が70%。しかし、地元が70%という分収林の方が多い。整備要綱では、入会整備をするならば、10%の土地を町に提出すること、立木については15年生以下は15%を、16年生以上については30%を提出して下さい、そういうことで入会整備をしている。ところが入会整備のことについて説明をし、話合いをしていくと、だんだんむこうに知恵がつく（笑）。はじめは、町あるいは県がいうからやむをえないのだと思っていた。しだいに勉強すると、入会権というのは非常に強い権利だ、もしかしたら町に全然やらずにすむかもしれないということになる。我々は、最後の土俵ぎわのがんばり（笑）をしている。町としては、入会権者が一所懸命手を入れて、伐採のときに町に30%分収されるよりは、現時点で土地および立木の70%を自分のものにした方がよくはないか、そのため入会整備をした方がよくはないか、という方針ですすめている。

＜入会林野整備と県行政の課題＞

司会（川田） 県行政についての議論が少なかつた、何か出してほしい。

三好 今年の52年度の仕事について、市町村に説明したところ、今まで県がある程度進めてきたためにのってきたが、今回はできればことわりたい、という意向がつよい。実際、地元市町村がそれほど困っているのである。

国や県はもっと積極的にバックアップしていくべきだと感じている。もう一つは、旧慣使用林野の問題だ。財産区や部落有林は旧市町村の財産として残しておきたいということで残ったものだろうが、現在に至ってみると、望ましくない点がたくさんある。積極的に解体していくのがいいのではないかと思う。

東家 熊本県においては1960年センサスによると、入会林野が約47,000haある、といわれていたが、まだ整備はあまりすんでいない。いま県下97市町村のうち、20市町村弱で整備がすすめられている。入会整備の状況内容については、南小国町を中心とした公有入会地と県の南部の球磨地方においての記名共有の入会地というように2つに大きく分かれ。球磨地方については、地形急峻ということで林業的利用がほとんどである。阿蘇地方においては畜産的な利用も今後出てくるのではないかと思っているが、まだ阿蘇地方においては南小国町を除いてあまり入会整備がすんでない。県の森林計画によると、今後、県としては拡大造林の推進を積極的にすすめていき、58%の人工林率を70%に上げることを目標にしている。とくに入会林野の多い市町村に拡大造林可能地が相当あると思われる。そういう点でも入会林野整備は積極的にすすめなければいけないと思う。

石倉 今まで島根県としては全国的にもかなり

整備してきたので、整備しにくいものがあと残っているという状況である。そんなところで、53年度から市町村が事業主体ということになると、市町村にかなり財政的な負担がかかり、それが原因で今年からやめたというところが1~2でてきた。そういうことで今後どういうふうにとりくんだらよいかということで、まよっている。それから整備後の土地利用状況は、いわゆる行政指導型の整備の結果が非常に不活発であり、問題になっている。その中で特対事業が出てきたことは、主旨・方向としてはいいが、財政的な点がひっかかる。今後の県に課せられた課題ではないかと考えている。

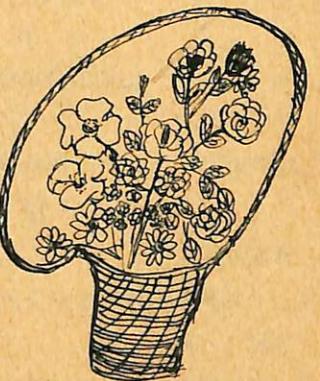
寺原 宮崎県では、5万haあった入会林野のうちで、60%ぐらいが整備を終わった。6,000haが分割で、残りの2万数千haが生産森組等の法人になっている。私共いつも考え

ていることは、整備までの苦労もさることながら、整備後も法人組織の育成をどうやるべきかということだ。県の組織では林構班が生産森組の設立にあたり、その後の育成については森林組合係で担当しているが、そういった問題提起が森林組合係から我々の方に直接くる。生産組合の育成についてもう少し有効的な行政措置がとれないものかと思う。

司会（川田） まだまだ発言をいただきたいのですが時間がすぎたので、最後に明日の現地視察の御世話をいただく東郷町の小林さんに一言。

小林 明日は寺迫生産森林組合をみていただすことになります。どうぞよろしく。

司会（佐藤） まだ発言されておられない方もあるが、これで終りにしたい。今晚から明日にかけて、お互いに意見交換していただきたい。



〈大会記事〉

西日本入会林野研究会の第3回シンポジウムは、52年11月29・30日の2日間、宮崎市の「ひまわり荘」で、多数の参加を得て開催された。

参加者は、鳥取・島根・岡山・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島の各県庁および出先機関の職員、鳥取・島根・高知・長崎・大分・熊本・宮崎県内の市町村職員、森林組合職員や入会権者および高知、西南学院、九州、鹿児島の各大学の入会問題研究者などの会員72人のほか、林野庁森林組合課から山田課長、植田同補佐、浜事務官が出席され、盛会であった。

また、受付、記録などは、西南学院大、九州大の学生に担当してもらった。

当初の10月開催予定が諸般の事情から11月末に変更され、宮崎県林業指導課の皆さんには多大の迷惑をかける結果となってしまったが、開催の労をとられた同課の皆さんのお尽力によって、終始スムーズな運営が行なわれた。心から御礼申し上げたい。

2日間の研究会次第は次のとおりである。

第1日 11月29日(火) 於ひまわり荘

1. 開会 研究会代表委員 中尾英俊
1. 挨拶 宮崎県林務部長 木ノ下智明
1. 特別講演 林野庁森林組合課長 山田喜一郎

1. 問題提起

- ① 「佐賀県の市町村の入会林野整備推進体制」 藤和則
- ② 「三朝町の入会林野整備事業」 有本照治(鳥取県三朝町)
- ③ 「入会林野近代化と市町村」

佐藤英男(熊本県南小国町)

④ 「地域林業の振興と入会林野」

堺正経(九州大学)

(中食)

1. 研究会総会 司会 長友格(宮崎県)

1. シンポジウム 司会 佐藤友彦(大分県)

川田勲(高知大)

1. 閉会 寺原益行(宮崎県)

1. 懇親会

第2日 11月30日(水)

現地視察 東郷町寺迫生産森林組合

サファリーパークなど

以上のとおり、とどころなく予定された日程を終えた。

なお問題提起およびシンポジウムの内容は、会報第3号で詳しく報告する予定である。

<総会>

1. 会務報告

中尾代表委員、堺委員より1年間の会務報告がつぎのとおりなされ、了承された。

① 運営委員の補充と変更

- 補充 有本照治(鳥取県三朝町)
- 変更 藤本遵(山口県)が退会のため
福田孝(岡山県)に

② 会計報告

次のとおり報告され、了承された。

1976.11~1977.11の収支

西日本入会林野研究所決算報告書

(1976.11 ~ 1977.11)

収 入		支 出	
前期繰越	5,528円	会報第1号印刷代	45,000円
会費収入(70人×1,000円)	70,000	アルバイト賃(シンポジウム、会報原稿作成)	29,000
会報売上(33部×350円)	11,550	写真代	3,840
県負担金(10県×2,000円)	20,000	謝金(会報号外印刷その他)	6,000
預金利息	153	印章代	8,600
その他収入	190	通信費	6,180
収入計	107,421	支出計	98,620
		次期繰越	8,801
		内 預金	8,383
		訳 売金	418

2. 審議事項

① 次期開催地 — 鳥取県三朝町に決定した。

なお、開催時期については、多くの方が参加できる期日を運営委員で検討し決めることになった。

② 会費の変更について

これまで会費は1,000円/年であったが、シンポジウムに参加されない方も一律に徴収するのは高すぎるのではないかという意見が出され、会費を年間500円に値下げすることに決定した。

会費500円/人・年をもって会報の印刷代に当て、シンポジウムの諸経費、筆耕料、

通信費等の経費については、大会参加者から大会運営費として相当額を徴収することに決った。従って会報を購入(500円=印刷実費相当額)していただく方が即会員ということになりますので、出来るだけ多くの方に会報を購入していただけるよう連絡員を始め、会員の皆様の御協力をお願いします。

③ 各県の会への寄附について

各県に会報の寄贈とひきかえに寄附(2,000円)をあおぐことについては、昨年同様お願いすることになった。

1978年9月10日印刷

1978年9月11日発行

編集 福岡市西区西新6-2-92(814)

発行 西南学院大学法学部研究室内

西日本入会林野研究会

TEL(092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社

TEL(092)-751-6574

